

《会計・税務の知識》 金投資にかかる税金について

はじめに

金の特徴としては「換金性が高く、世界中で換金可能」、「世界経済が不安定の際には価値が上がる傾向にある」といった点があげられます。このことから安全資産としてメディアでとりあげられることもあります。売却益が出た場合はもちろん確定申告が必要となります。今回はそんな金投資に係る税金についてまとめました。

1. 現物投資にかかる所得税

金を売ったことで得た利益には、給与所得や事業所得と合算する総合課税の譲渡所得として扱われます。ここで、金地金の場合に知っておくべきなのは、金を保有していた期間によって、計算方法が変わるということです。

保有期間が5年以内の場合、売却益から50万円を控除した金額に課税されます。保有期間が5年を超える場合には、売却益から50万円を控除した金額のさらに半分が課税額となります。

5年以内	譲渡益(売却価格－購入価格)－特別控除 50万円＝課税所得 <計算例>・・・100万円で購入した金を2年後に200万円で売却 $(200万円 - 100万円) - 50万円 = 50万円$ ←課税標準額
5年超	[譲渡益(売却価格－購入価格)－特別控除 50万円] × 0.5＝課税所得 <計算例>・・・100万円で購入した金を6年後に200万円で売却 $(200万円 - 100万円 - 50万円) \times 0.5 = 25万円$ ←課税標準額

つまり、5年を超えて保有した方が、売る際に税金面で有利になる、というわけです。

場合によっては、売却損を被ることもあるかもしれませんが、この場合にも損失額として申告できます。

2. 相続税・贈与税について

①相続税

金地金を相続すれば、相続税の課税対象となります。この場合、相続税は死亡日の時価で評価されます。相続税が発生するのは、課税価格が基礎控除額を超える場合です。基礎控除額は以下の計算式で算出されます。

【基礎控除額＝3,000万円＋600万円×法定相続人数】

②贈与税

金地金を贈与すれば、贈与税の課税対象となります。この場合、贈与時の時価が評価額ということになります。ただし、贈与税は年間110万円の非課税枠がありますので、この範囲内であれば贈与税はかかりません。

3. 金地金購入時の消費税

金を購入する際、金地金や金貨など、どのような金でも、購入時には消費税がかかります。逆に売却する場合には業者から消費税を受け取ることができます。つまり、消費税8%で購入した金地金を持っていて、消費税が10%にあがったとしたら、金を売る際に、例え購入時と同じ価格でも、差し引き2%の消費税分が儲かることになるということになります。例) 4,500円/g、消費税8%の時に1kg購入し、消費税が10%になった時に売却した場合(時価の変動及び手数料等は考慮しない)

単位:円		
購入時	売却時	売却益
4,860,000	4,950,000	90,000

おわりに

金の投資方法については今回紹介したもの以外にもさまざまな手法があります。それぞれの取引にどのような税金が関係していくのかを知らなかったためにせっかく利益がでたのに加算税等で損をしてしまったということのないよう、今回の記事をご参考にさせていただけたらと思います。

(担当:和田)